

入札説明書

福岡自動車運転免許試験場ガス供給

別添資料

- 仕様書
- 入札書
- 積算内訳書
様式 1 ～ 4
- 入札書記載例
- 委任状様式
- 委任状記載例
- 契約書（案）
- 誓約書（案）
- 質問受付実施要領

福岡県警察本部会計課

入 札 説 明 書

「福岡自動車運転免許試験場ガス供給」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加するものは、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 6 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和 7 年 10 月 15 日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 契約事項名

福岡自動車運転免許試験場ガス供給

(2) 契約期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの間

(供給期間：令和 8 年 1 月の検針日の翌日から令和 9 年 1 月の検針日まで)

(3) 供給場所

福岡自動車運転免許試験場

(福岡県福岡市南区花畑四丁目 7 番 1 号)

3 契約内容

別添「仕様書」のとおり

4 入札参加資格

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 7 年 11 月 10 日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 4 の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	11	サービス業種その他	A A、A

(2) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 3 条の規定に基づき、ガス小売事業者としての登録を受けている者

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-641-4141 内線2236

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札

入札に参加する者は、入札書を持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(1) 入札書の提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年11月10日（月曜日）午後5時45分

(3) 入札金額は、供給料金のほか、供給に必要とする工事費、検針にかかる費用等指定する供給場所での供給に関する一切の諸費用を含むものとする。

(4) 入札金額は、ガス契約に係る基本料金、ガス使用量に係るガス従量料金、原料費調整額及びその他調整額（ガス契約を対象とした割引等）の総額（以下「参考総価比較額」という。）とする。併せて、様式2、様式3及び様式4にその積算内訳として、ガス契約に係る使用量区分、基本料金、従量料金単価及び原料費調整額それぞれについて、本県が提示した予定年間ガス使用量と各契約希望単価を乗じて計算した金額を記載すること。契約希望単価はガス計測器毎に異なってもよい。

ただし、入札書及び様式1の参考総価比較額には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(5) 様式2及び様式3におけるガス従量料金の区分については、事業者の約款等により区分の基準が明確である場合は変更してよい。なお、年間ガス使用量については、区分の基準に従い割り振ること。

(6) 様式1に示す調整料金には、割増の場合は正数、割引の場合は負数、該当する調整料金がない場合は0を記載するものとする。

(7) 様式2、様式3及び様式4に記載する各月の原料費調整額については、令和6年10月から令和7年9月までのガス使用料金について適用された原料費調整額を記載するものとする。

(8) 様式1、様式2及び様式3は、入札書と袋綴じ又はホチキス留めすること。

(9) 落札決定にあたっては、(4)により算定した参考総価比較額をもって行う。ただし、契約締結は、基本料金の単価、ガス従量料金の単価及び調整料金の単価にて行う。

(10) 代理人が入札する場合は、委任状を入札書とともに提出すること。なお、入札書に入札者（代表者）の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載（外国人の署名を含む。以下同じ。）しておかなければならない。

(11) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密閉の上割印し、かつ封筒の表に「氏名（法人の場合はその名称又は商号）」、「入札件名《福岡自動車運転免許試験場ガス供給》」、「開札日」、「入札書在中（朱書記載）」を記載すること。

書留郵送により提出する場合は、上述の封筒を更に別の封筒に入れ、再度封かん（割印の必要なし）し、かつ封筒の表に「入札書在中」と朱書きすること。

- (12) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線を引いておかなければならない。ただし、金額部分については訂正を認めない。
- (13) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (14) 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (15) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

10 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (2) 開札の場所
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (3) 開札の日時
令和7年11月11日（火曜日）午後2時00分
- (4) 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（参考総価比較額）に消費税及び地方消費税を含めた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第145条第3項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
入札保証保険契約は、見積金額（参考総価比較額）に消費税及び地方消費税を含めた額の100分の5以上を保険金額とし、保険契約は定額補償方式に限る。
なお、保険期間は、入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

参考総価比較額に消費税及び地方消費税を含めた額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小

切手等)を落札者が決定した日の翌日から7日以内に納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(参考総価比較額に消費税及び地方消費税を含めた額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることはできない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札書の積算内訳の積算が誤った入札
- (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 支払条件

- (1) 落札者は、ガス供給開始後、毎月一般ガス導管事業者が計量器に記録された値を読み取り、計量した使用ガス量(前月の計量から次月の計量までのガス使用量をいう。)に基づき、2の(3)の庁舎の計量器毎又は同料金体系毎にガス料金の算定を行うものとする。
- (2) 2の(3)の庁舎の検収後、落札者の様式の請求書により、ガス料金を発注者と受注者とが協議して決定した請求先に請求する。
- (3) 県は、(2)の請求を受けた日から30日以内に支払わなければならないものとする。ただし、落札者の供給条件に支払期日の定めがある場合は、供給条件により支

払うものとする。

15 その他

- (1) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (2) 契約書の作成を要する。
- (3) 契約締結に当たっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。